

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月23日
【会社名】	J C R ファーマ株式会社
【英訳名】	JCR Pharmaceuticals Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長  園田  啓之
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	兵庫県芦屋市春日町3番19号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長園田啓之は、当社及び連結子会社並びに持分法適用関連会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日とし、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当社グループでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析し、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす当該統制上の要点を識別したうえで整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、取り巻く事業環境や財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社8社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。特に海外連結子会社6社については、いずれも医薬品の開発あるいは薬事、治験業務のみであり、グループ外への売上・仕入取引がなく関連する業務プロセスは有しておりません。また6社合計でも30名余りの小規模であるなど規模、業態など総合的に判断し、当連結会計年度においては評価範囲より除外しております。一方、法人としての活動状況をモニタリングすべく、関係会社管理規程を制定し、逐次の活動状況を把握することで、海外拠点における不正リスクの兆候を迅速に検知する体制を整備しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は医薬品の開発・製造・販売業であり、経営管理上各事業拠点における売上高が事業活動の成長を計る指標として最も重視されていることから、指標として連結売上高が適切であると判断しております。全社的な内部統制の評価結果は良好であると判断したため、質的重要性や潜在的リスクの有無等を精査した上で、前連結会計年度の連結売上高のおおむね3分の2程度に達している1事業拠点（当社）を重要な事業拠点としております。選定した重要な事業拠点において、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目については、当社は製造業であり、事業の核となる生産及び販売業務の規模を示す勘定残高として、「売上高」、「売掛金」、「棚卸資産」としました。

さらに、選定した重要な事業拠点に関わらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、今後重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスとして、有形固定資産の減損プロセス、法人税・税効果プロセス、契約金収入プロセス、関連当事者取引プロセス、退職給付引当金プロセスを識別しました。これらのプロセスについては、金額的重要性を考慮し、評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。